③　共同企業体（数人の建設業者が共同して工事を施工するため、協定により結成した企業体）の総合数値の算定方法は、次に掲げる数値を上記５の⑴の②の各事項の付与数値にあてはめるものとする。

ア　経営に関する客観的事項の付与数値

a　許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高は、各構成員の当該完成工事高の合計額

b　自己資本額及び平均利益額は、各構成員のそれぞれの合計値

c　経営状況の数値は、構成員の算術平均値

d　技術力に係る技術職員数及び元請完成工事高は、各構成員のそれぞれの合計値

e　その他の審査項目（社会性等）は、構成員の算術平均値

イ　専門技術者に関する付与数値は、各構成員の職員の合計値

ウ　工事成績の付与数値は、共同企業体と構成員の工事評定点から得られる数値

⑵　測量・建設コンサルタント等契約　上記４の競争に参加することができない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行う。

①　総合数値の算定方法

ア　年間平均測量等実績高の審査数値・Ａ

イ　自己資本額の審査数値・・・・・・Ｂ

ウ　流動比率及び営業年数の審査数値の合計値・・・・・・・・・・・・・・・Ｃ

エ　専門技術者に関する審査数値・・・Ｄ

オ　施行成績の審査数値・・・・・・・Ｅ

審査結果の総合数値算定方式

Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ

②　各事項の付与数値

6　資格審査結果の通知

資格審査の結果は文書にて通知（郵送）する。

7　資格の有効期間及び更新手続

⑴　競争参加資格の有効期間　資格を付与されたときから平成31年３月31日までとする。

⑵　有効期間の更新手続　上記７の⑴の有効期間の更新を希望する者は、平成30年10月以降に平成31・32年度に係る競争参加者の資格に関する公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所

別記の「本社（店）所在地及び申請書の提出場所」に同じ。

9　その他

⑴　競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の審査基準日が、申請をする日の１年７ヶ月前の日以降であること。

⑵　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取り扱い

今回の申請時において会社更生法に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

また、平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合がある。

⑷　合併等により新たに設立された会社等の取り扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

別記　本社（店）所在地及び申請書の提出場所

［掲載順序　本社（店）所在地　提出場所］

⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県　東北農政局農村振興部設計課調整係

〒980―0014 仙台市青葉区本町３－３－１
電話022―263―1111　内線4150

⑵　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県　関東農政局農村振興部設計課調整係

〒330―9722 さいたま市中央区新都心２－１　電話048―600―0600　内線3559

⑶　新潟県、富山県、石川県及び福井県　北陸農政局農村振興部設計課調整係

〒920―8566 金沢市広坂２－２―60　電話076―263―2161　内線3522

⑷　岐阜県、愛知県及び三重県　東海農政局農村振興部設計課調整係

〒460―8516 名古屋市中区三の丸１－２－２　電話052―201―7271　内線2614

⑸　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県　近畿農政局農村振興部設計課調整係

〒602―8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　電話075―451―9161　内線2516

⑹　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県　中国四国農政局農村振興部設計課調整係

〒700―8532 岡山市北区下石井１－４－１
電話086―224―4511　内線2620

⑺　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県　九州農政局農村振興部設計課調整係

〒860―8527 熊本市西区春日２―10―１
電話096―211―9111　内線4719

# 招　請

## 意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 29 年 12 月 25 日

警察庁長官官房会計課理事官　鶴代　隆造

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　13

**○第 815 号**

1　調達内容

⑴　品目分類番号　15、28

⑵　購入等物品及び数量

映像表示・配信システム　数量未定

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成30年１月25日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8974 東京都千代田区霞が関２－１－２　警察庁情報通信局通信施設課施設係　電話03―3581―0141　内線6189

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成29年12月25日から平成30年１月25日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　下請けに対する関心表明の方法

⑴　関心表明書の提出期限　上記２⑴に同じ。

⑵　提出先　上記２⑵に同じ。

5　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 15, 28

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : Audio Visual and Delivery System

⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　25 January, 2018

⑷　Contact point for the notice : Communications Facilities Division, Info-Communications Bureau, National Police Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8974 Japan. TEL 03―3581―0141 ext. 6189